

農地法改正がもたらす 「市民農」の時代

～NPO日進野菜塾の活動や欧州の制度等に見る「市民農」の潜在力～

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 社会基盤としての農地
- 3 農地法改正でどう変わるか
- 4 市民も集まれば戦力となる
- 5 日本農業の助っ人「市民農」
- 6 「市民農」が高める持続可能性
- 7 欧州における「市民農」支援
- 8 日本の「市民農」動向
- 9 おわりに

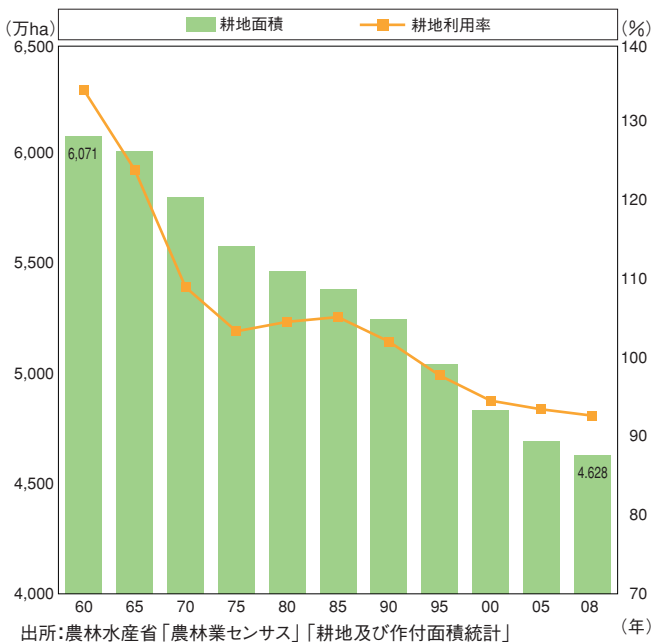
1 はじめに

農業に従事していない者の農地活用に大きく門戸を開く改正農地法が、去る6月24日に公布された。年内には施行される。従来、農地活用は農業従事者にほぼ限定されていたが、今般の法改正等によって参入障壁が大幅に低くなり、これまで農業にあまり縁がなかった事業者や市民も、それぞれのアイデアや思いを抱いて農地活用に

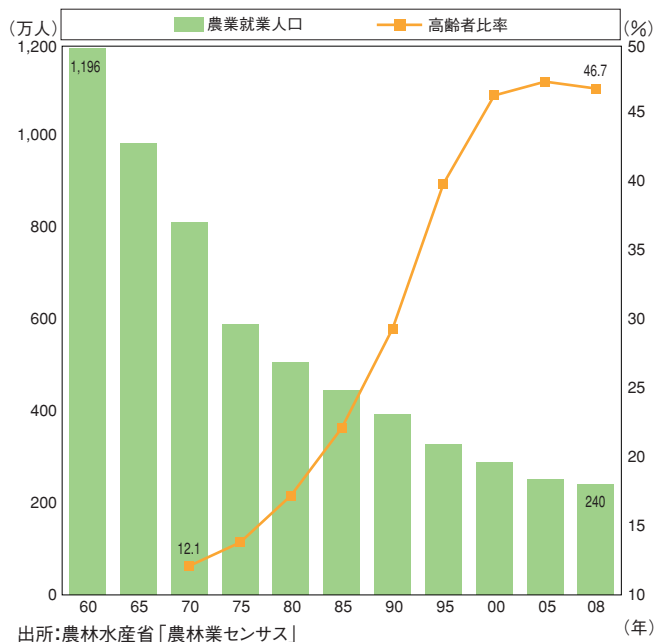
乗り出しやすくなる。

一方、日本農業は、政府＝経営者、JA＝経営補助者、農家＝生産者という枠組みのため農業経営体が育たず、他産業からの参入や他産業との連携も進んでいない。農地利用者を厳しく制限する現行農地法も障壁となり、農業をやめる人が新たに就農する人を大幅に上回る状況が半世紀以上続いている。この結果、耕地面積、耕地利用率、農業就業人口の減少が止まらず、逆に高齢者比率と耕作放棄地が急増しており、日本農業は存亡の

図表1 耕地面積と耕地利用率の推移



図表2 農業就業人口と高齢者比率の推移



危機にある(図表1、2、3)。

一般の農地法改正は、こうした危機感から生まれたもので、何よりも現場を支える労働力の増強を眼目としている。折しも世界的な不況により、雇用環境の悪化と企業収益の低迷が長期化しており、農業は未開拓なビジネスフロンティアとして注目を集めている。

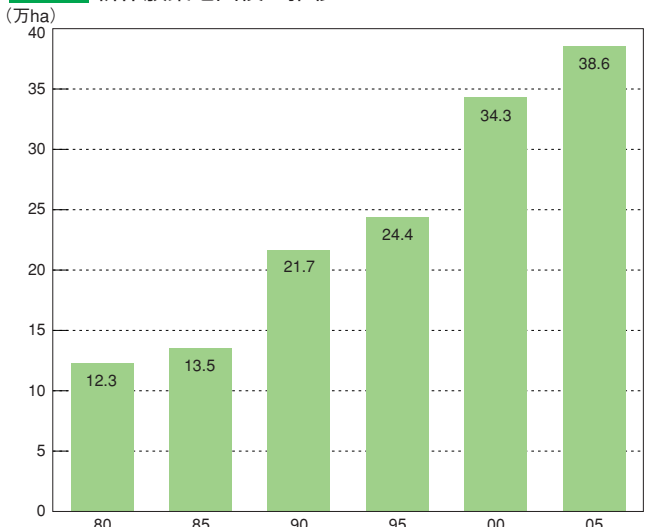
企業の新規参入により、農業分野で雇用拡大が図られるならば、それはそれで喜ばしい。しかし、日本農業の再生には、企業に加え市民の参加も必要だ。なぜなら、農業には企業の間尺に合わずとも市民なら評価できる価値が多くあるからである。

改正農地法が、市民も主体的に農業に参加したり、支援したりする「市民農」の時代を開く。名古屋市郊外で活動するNPO日進野菜塾の活動や、「市民農」に手厚い欧州諸国の制度などを交えて、そんな新しい日本農業の姿を展望したい。

2 社会基盤としての農地

農地は家系の象徴であり、代々引き継ぐものとされ、それが農地の流動化に対する心理的な壁となってきた。政策面でも、終戦直後(1947年)の農地改革以降、所有者が自ら耕作すべきという考え方が貫かれ、農地所有者の特権と

図表3 耕作放棄地面積の推移



出所:農林水産省「農林業センサス」

して農地を活用する権利が保護されてきた(図表4)。

反面、古来わが国では、治水や新田開発が最重要の行政課題であり、公共事業として多額の資金が農村部に投入されてきた。為政者が農民から年貢を徴収してきたのも、この点に由来している。1960年以降、どれくらいの公共投資が農村部になされたかを、「農業農村整備」という予算項目に着目して試算してみた。この項目は農業

図表4 戦後の主な農政の動き

年	農政の動き(主な目的)
1942	「食料管理法」制定(政府による米の全量管理等)
1947	農地改革開始(小作地収用による自作農創設)
1952	「農地法」制定(農地改革の成果維持)
1961	「農業基本法」制定(農業生産の選択的拡大)
1969	「農地法」改正、「農振法」制定(農村の振興)
1971	減反政策本格開始
1974	「農振法」改正(自治体による農地集約等)
1980	「80年代の農政の基本方向」答申(食料安保)
1988	「日米農産物交渉」合意(牛肉・オレンジ自由化)
1992	「新しい食料・農業・農村政策の方向」公表(農業経営重視路線へ転換)
1993	「ガット・ウルグアイラウンド」農業合意(関税化、最低輸入割当数量制《ミニマム・アクセス》)
1995	「食糧管理法」廃止(政府管理から民主導へ)
1999	「食料・農業・農村基本法」制定(効率かつ安定的な農業経営へのシフト)
2002	「構造改革特別区域法」制定(特区でのリース方式による農業参入解禁)
2005	「農業経営基盤強化促進法」改正(リース方式による農業参入の全国展開)
2006	「担い手経営安定新法」制定(品目横断的経営安定対策、米政策改革等)
2009	「農地法」改正(所有者主義から利用者主義へ、農地活用の推進)

出所:共立総合研究所にて作成

生産性向上のための公共事業費であり、5年毎に物価指数で調整して現在価値を積算したところ、何と40兆円近くにも上る(図表5)。

例えば、農地の区画整理にあたる圃場整備事業では、受益農家の負担割合は1割程度で、さらにこの部分も何らかの補助金で実質負担がゼロとなる場合が多い。これ以外にも、生産調整や農地集約、鳥獣害対策など、間接的に農地維持に投入されている補助金が多数ある。こうした、通常の私有地ではありえない公共投資が農地になされるのは、農地が食料生産や環境保全などに不可欠な社会基盤であるからに他ならない。すなわち農地は公共財であり、国民には潜在的な所有権があると考えられる。従って国民には、少なくとも利用していない農地についての利用権があると言えよう。

その意味で、終戦後の農地改革で、大地主から強制的に農地を収用して小作農に分与したことは、当時の社会情勢を考えれば正当化され得る。そして今般の農地法改正でも、耕作放棄地が目に残り、就業者不足で存亡の危機に

ある農業の現状を考えれば、農地の利用制限を緩和することは当然であろう。農的な生活を志向する「市民農」は、農地利用権の行使であるとともに、食料生産や環境保全の社会基盤を、市民自ら守らねばならないという時代の要請でもある。

3 農地法改正でどう変わるか

図表6に、今般の農地法改正で特に注目される点を示した。このうち①～④は、農地の活用を推進するため、農地賃貸借要件を大幅に緩和するものだ。これにより、個人・法人を問わず新規参入者が増え、農業生産者の裾野が広がることを期待している。逆に、⑤～⑧は、悪用防止のための規制強化である。

なお※は、農地相続の免税要件の緩和である。これまでは、農地相続人が自ら20年間耕作し続けないと免税とならなかったが、このうち「自ら」という要件を廃止し、賃借人による耕作を容認した。これは税制改正であるが、改正農地法の施行と同時に実施される。

では、施行後にどのような動きが起こるであろうか。まず、農地の権利移動の現状を見てみよう。

農家一戸当たりの経営規模を1960年と2005年とで比較してみると、一見して意外なほど順調に規模拡大が図られ

図表5 農業土木関連の公共工事費試算

(単位:億円)

計算期間	予算額 (初年度)	物価指数 (2005年=1)	試算額 (5年間)
	a	b	$a \div b \times 5$
1960～1964	387	0.176	10,994
1965～1969	902	0.250	18,040
1970～1974	1,812	0.334	27,126
1975～1979	3,939	0.600	32,825
1980～1984	8,620	0.785	54,904
1985～1989	8,422	0.896	46,998
1990～1994	9,933	0.952	52,169
1995～1999	10,827	1.010	53,599
2000～2004	10,926	1.016	53,770
2005～2009	7,756	1.000	38,780
試算額合計			389,205

出所:農林水産省「食料・農業・農村白書」をもとに共立総合研究所にて試算・作成

図表6 農地法改正のポイント

農地法の主な改正点(平成21年改正)
①農地利用権(賃借権)の原則自由化
②居住要件の廃止(地域外居住者でも賃借可)
③企業も賃借可(但し農業専従役員1名要)
④賃借期間の長期化(上限20年→50年)
⑤農業委員会と自治体による適正利用監視
⑥不適正利用者の排除(地主等に契約解除権)
⑦違法行為の罰金額アップ(300万円→1億円)
⑧農地転用認可の厳格化(公共施設など)
※農地相続人による耕作要件緩和(税制改正)

出所:共立総合研究所にて作成

ている(図表7)。しかし、各地域のリーダーである「中核的な担い手」でさえ、圃場が30近くに分散していて、各圃場の平均面積は約0.5haにすぎず、最も遠い圃場へは4km弱も離れている。これでは規模拡大のわりに作業効率は上がらない(図表8)。

部門別では、畜産関連で25倍以上、野菜で6倍強、水稲で2倍弱へと拡大した。一方、品目別の主業農家割合は、畜産で9割強、野菜で8割強、水稲は4割弱である(図表9)。この点、米は補助金の手厚いので非効率な農家が温存されるとする説明もあるが、稲作農家の多くが採算割れであり、妥当ではない。むしろ、自給のために生産していると考えべきであろう。

図表7 農家一戸当たり平均経営規模の推移と現状

		1960	2005	倍率 (1960→2005)
経営部門	水稲(a)	55.3	96.1	1.7
	野菜(a)	8.6	53.4	6.2
	乳用牛(頭)	2.0	59.7	29.9
	肉用牛(頭)	1.2	30.7	25.6
	養豚(頭)	2.4	1,095	456
	採卵鶏(頭)	27	33,549	1,243

出所:農林水産省「農林業センサス」「畜産統計」
「家畜に関する統計」「家畜飼養の概況」

図表8 地域の「中核的な担い手」が経営する農地

平均経営面積	14.8ha
平均団地数	28.5団地
1団地の平均面積	0.52ha
最も離れている農地間の平均距離	3.7km

出所:農林水産省「平成18年度農地の面的な集約に関する市町村実態調査」

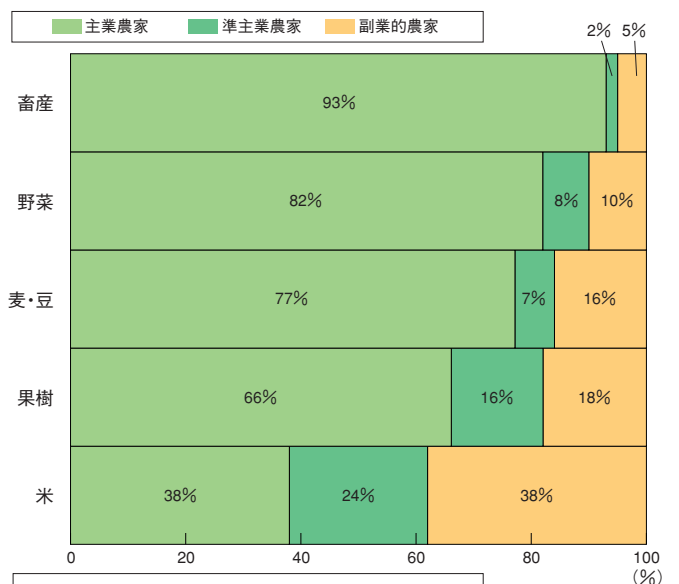
図表7で示した農地集約の9割以上は、行政主導で毎年数千億円の巨費を投じて進められてきた。行政の支援無しでは農地集約が進まないのが実情だ。しかし、農地集約目的の財政投入と間口拡大目的の改正農地法とは矛盾する。現に民主党政権は農地集約のための補助金廃止を表明しており、農地集約はペースダウンを免れない。そうであれば、小規模で多数の生産者を前提とした、日本農業の将来展望が必要であろう。

4 市民も集まれば戦力となる

名古屋市に隣接する日進市は、豊田市、刈谷市などの自動車産業の集積地にも近く、ベッドタウンとして人口が急増している。市の外周部で特に都市化が進む一方、地元民が住む中心部には意外なほど農地が残る。その一角で、筆者も参加しているNPO日進野菜塾のメンバーが、週末を中心に農作業を行っている。

日進野菜塾は、愛知県が公募した「団塊世代提案型地域づくりモデル事業」に採択された企画から生まれた。

図表9 品目別の主業農家割合



主業農家:農業所得が主、農業従事者あり
準主業農家:農業外所得が主、農業従事者あり
副業的農家:農業外所得が主、農業従事者なし
※農業従事者:年60日以上農業に従事する65歳未満の者

出所:農林水産省「農林業センサス」「生産農業所得統計」
「経営形態別経営統計(個別経営)」

何もない状態から、地元の農家女性グループに依頼して農地と指導者を確保し、都市住民と近郊農家との交流を掲げてスタートした。

活動開始から4年間、田畑や農機、生産技術など、活動全般にわたって指導農家に支えられ、毎週集まって農作業を続けてきた。やがてその姿勢が周辺農家にも認められ、「ここの畑もやらなかね」と、農家側から声がかかるようになってきた。現在では、農地で当初の25倍、会員数で8倍程度

図表10 発足当初(4年前)と現在の日進野菜塾

発足時 (4年前)	圃場:畑1ヶ所(150坪) 会員:5名 活動:日曜午前中
現在	圃場:畑6ヶ所(2,250坪)、田2ヶ所(1,600坪) 会員:約40家族 活動:日曜、土曜が主体、必要に応じて平日も

出所:共立総合研究所にて作成

日進野菜塾の日常活動風景



に拡大している(図表10)。

最近、「あんたら素人やけど、やっぱり数は力やね」と地元農家によく言われるようになった。発足以来、日進野菜塾では、会員が智恵と力を出し合って共同で作業するスタイルを貫いている。理屈抜きに、志を同じくする仲間での農作業は楽しい。結果的に、これがNPO内外で求心力を生み、新会員の参加や諸団体との連携を広げ、成長の原動力となってきた。

市民主導で日常的に都市部で農作業を行っている団体は、全国的にもまだ珍しい。官庁や企業等からの計900万円程度の助成金をもとに、8つの栽培モットーを掲げて常に新しいことにチャレンジしている(図表11)。

一人ひとりの力はプロ農家に及ばないものの、智恵と体力を集めれば相当な力となり、生活がかかっている気楽さで、新しいことに果敢に挑戦できる。生産的、社会的な活動に仲間とともに汗を流す喜びがあり、食の安心も自給できる。そんなささやかな喜びが市民を農へと誘い、日進野菜塾がその力を結集している。



図表11 日進野菜塾の栽培モットー

1.安心、安全でおいしく健康に良い旬の野菜を、自分たちで作る。
2.有機的な材料を使った土づくりを基本とし、化学的な農薬、化成肥料に頼らない。
3.健康で良質な土づくりは一朝一夕では成らず。3年程度の計画で進める。
4.畑や田んぼの自然生態系を尊重し、太陽や自然の力を生かす工夫をする。
5.近くの山や公園から集めた落葉、竹、家畜糞尿、作物副産物の稲わら、もみがらや雑草。これら有機物を堆肥にして土に戻す「有機的循環」を行う。
6.毎日来ることはできず、いい意味での省力化、合理的な作業の工夫をする。
7.作るだけでなく、その場で旬を味わう、漬物に加工するなど、「農」と「食」とを一体で知る。
8.畑や田んぼの大地、地域の風土、指導農家、地域の方々に感謝の念を忘れず、たくさんとれたらおすそわけを心がける。

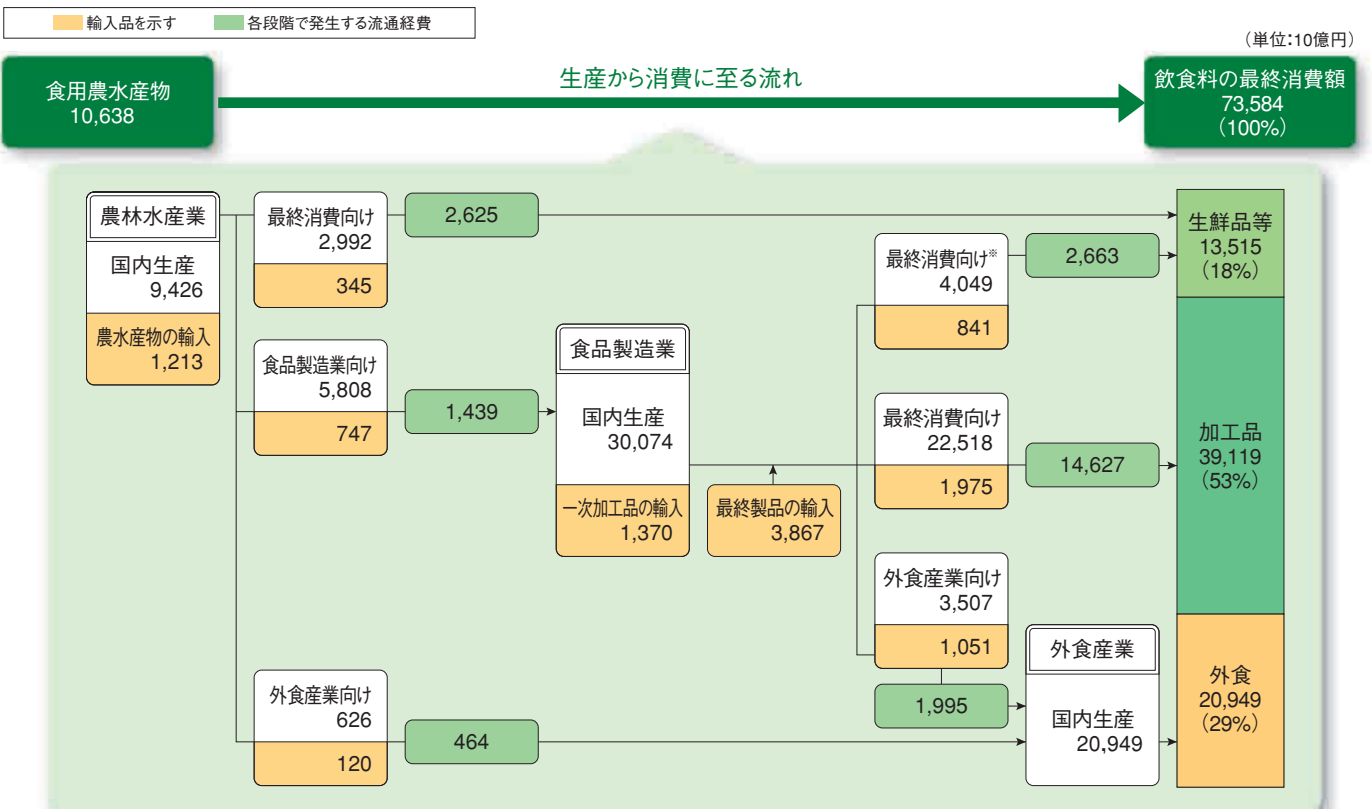
出所:日進野菜塾HP

5 日本農業の助っ人「市民農」

プロの農家でさえ、生計維持が困難であるほど市場出荷を主体とする農業経営は難しい。市場は規格品の流通を前提としており、外観重視で品質の良さは評価されにくい。また、生産者に価格決定権がなく、収益の目処を立てにくい。農地法改正を機に参入した生産者にも、低収益という現実が立ちはだかる。解決の方向性としては、以下の2つが考えられよう。

1つ目は、生産だけでなく、加工、販売、飲食、観光を含めた複合産業化だ。2005年の食料農水産物価格10.6兆円に対して、飲食料の最終消費額は73.5兆円に上る(図表12)。すなわち、消費者が支出した食費のうち生産者の収入分は1/7程度であり、複合産業化による収益拡大の余地は大きい。例えば日進野菜塾では、市民感覚を生かした体験講座を企画・運営し、販路拡大と複合事業化

図表12 飲食費のフロー図(2005年)



※精米・精麦等、各種肉類、冷凍魚介類(加工度が低いため「生鮮品等」とした)

出所:農林水産省HP

を模索している(図表13)。

2つ目は、生産の外注化である。外注先として有望なのは、経済合理性とは別の尺度で活動している市民団体だ。日進野菜塾でも、メンバーで分配した余剰分を販売している。感覚としては「売れた分だけプラス」であり、採算はあまり考えていない。

6 「市民農」が高める持続可能性

前項で、低収益性という日本農業の課題を克服するのに、「市民農」が力となる可能性を示した。消費面に加えて生産面にも関心の高い「市民農」は、農産物の生産から複合産業化まで幅広い助言能力を有しており、事業者の強

図表13 体験講座の例

お米と大豆の栽培が、なんと一度に味わえる!!

米 と 大豆 ダブル栽培 体験講座

6月から来年1月まで9回の連続体験。

講座の特長

自分でつくったお米と味噌で、ニッポンの食をじっくりかみしめませんか!

①お米は田植えから、10月の収穫、もみすりまで、大豆は種まきからはじめ、味噌づくりまで、あなた自身で体験していただけます。

②お米は手植え、はさかけ・天日干しなど手作業・手仕事を中心。お米、大豆とも農薬や除草剤は使用しないため、草取り作業が必要です。

③指導はベテラン農家を先生にして学びます。テキストつき。最終回では「振り回り会」も実施。

こんな方におすすめ

■米づくり・・・
○「はさかけ・天日干し米」を食べてみたい
○草取りも含め、米作りの作業プロセスを体験したい
○お百姓さんの仕事や苦労の一端を知りたい
○田んぼの中に入ってみたい

■大豆づくり・・・
○味噌づくりを学びたい
○大豆を栽培し、その豆から味噌をつくってみたい
○「手前味噌」をつくってみたい
○大豆がどのようにできるか知りたい

日程 (全9回すべての参加費はありませんが、できるだけご参加下さい。毎回、時間上9時集合。土日は午前中一杯の予定)

回数	月日	予定作業
第1回	6/7(日)	開講式・田植え(9時開校) ■農地説明(「龍川の田んぼと畑」会場)
第2回	6/28(日)	大豆の種まきと田んぼ草取り
第3回	7/20(日)	大豆・田んぼの草取り、生きもの観察
第4回	9/8(日)	稲の蒔きと米ぬかを使って団子づくり
第5回	10/11(日)	稲刈りとはさかけ
第6回	10/22(土)	脱穀
第7回	11/23(日)	大豆収穫と米のもみすり
第8回	1/23(日)	味噌作り
第9回	2月未定	一連の活動を振り返り交流会

※天候、作業の都合で日程、内容が変更になる場合があります。

募集
30人様限定。(定員になり次第、締めの切り)
■参加費:大人5,000円、小中学生1,500円
家族単位で参加希望の場合は合計で6,000円
※いずれも1人分の保険料900円を含んでいます。家族単位の場合は、2人からは保険料900円が別途必要となります。(※「大人」は高校生以上が対象。)

いずれも9月以降に参加できます。(料金は参加時期) 特典「収穫米3キロ、つくった味噌1キロ(「大人」/「家族」の場合)。

場所
日進市七郷町西原(農産の地区を参照)
日進市役所から徒歩約5分

申し込み
要項FAXまたはEメールにて申し込み下さい。
この事業は平成21年度農林水産省「数直ファーム推進事業」の助成を受けています。

大豆、米ともに乾燥過程では農薬、化成肥料は使用しません。そのため雑草などの除草作業は何回もおこなう必要があります。米は品種は地元産知識の「あいらのかおり」、大豆は国産(地元の伝統的な種)です。

力なパートナーとなり得る。また、「市民農」としても、自分や家族にとって安心な食料確保に直結する農産物の生産、加工、流通に関与することは有益であろう。

昨今の農業ブームは、厳しい経済情勢と食への不安感により、安全な食料確保のために積極的な行動をするようになった市民の増加が背景にある。言い換えれば、市民一人ひとりに潜在的な「市民農」への願望が高まっているのではないかと思う。

積極的に農への関わりを志向する「市民農」が増加することで、日本農業再生の展望が開けてくる。自ら農作業を体験することで、農産物に関わる実情を肌身で感じ、農地の重要性にも気づくであろう。例えば、農産物の真価がわかる人が増えれば輸入品増加への防波堤となる、加工・流通段階での添加物多用の事実を知れば地元産農産物への購買意欲が高まる、生産方法と生態系との密接な関係に気づけば生き物に優しい農業を応援する、農地の生態系の豊かさが農産物の栄養や味に直結していることを実感する、等々。

こうした価値は、必ずしも経済合理性の枠内に収まらないが、「市民農」なら評価可能だ。だから、法人では採算の合わない農地でも、「市民農」なら活用の可能性が広がる。「市民農」が増えれば、国産農産物を買って支える消費者が増え、生産や消費だけでなく、加工や流通でも無駄が少ない地域内での循環を促し、地域再生の原動力を生む。こうして「市民農」は、日本農業の持続可能性を高めていくことに寄与するであろう。

図表14 日本とドイツの平均的な市民農園の比較

	日本	ドイツ
面積	15m ² 程度	300m ² 程度
地目	畑	都市緑地
課税	畑として課税	対象外
管理者	所有者	公的機関
利用料(年)	1万円	3万円
備考	指導付も有	小屋設置可

出所:共立総合研究所にて作成

7 欧州における「市民農」支援

それでは、今後「市民農」が増加し、社会的な認知が広まっていくことで、どのような変化が顕在化して、日本農業の再生に寄与するのでしょうか。この点を、「市民農」を支える欧州の3つの仕組み（市民農園、教育ファーム、マルシェ）を紹介しながら考えたい。

(1) 市民農園への支援

まず1つ目は、市民農園の制度である。例えばドイツでは、市民農園用の土地が「都市緑地」という専用の地目で登記されていて、他用途への転用はできない（図表14）。地域ごとに「都市緑地」の公的な管理機関があり、格安な利用料で都市住民の7～8割が世襲的に利用している。クラインガルテン（＝小さな庭）と呼ばれるこの制度は、約100年も前の第一次世界大戦時に、食料調達不安の沈静化を目的に創設された。クラインガルテンは多様に活用されているが、例えばドイツで消費される野菜の15%程度を産出するなど、自給力向上にも寄与している。

クラインガルテンと同様の制度は、東欧を含むEU諸国、イギリス、ロシアなどにも広く存在する。このうちロシアでは、第2次世界大戦時の食料不足対策として都市住民にも郊外の土地が分与され、これがダーチャと呼ばれる市民農園の基となった。ソビエト連邦崩壊前後の混乱期に、ダーチャが都市住民の食生活を支えていたことはよく知られている。市民農園は究極のセーフティーネットでもあり、食の安全性や将来の家計収支に対する不安の増大傾向を考えれば、わが国でも一層の普及が見込まれる。

(2) 教育ファームの取り組み

2つ目は、教育ファームと呼ばれる農家滞在による教育制度である。例えばフランスでは、小学校から大学までの教育課程に、教育ファームが組み込まれている。教育ファームでは、農作業体験だけでなく、幅広い学科・項目を農場を舞台として体験して学習することができるように工夫されている（図表15）。食料生産のみならず生態系、景観、国土の保全など、農業の多面的機能への気づきを与える

図表15 仏教育ファームでの学習内容例（小学校6年生用）

学科	項目	内容
フランス語	読む	飼料の表示を読む 教育ファームのパネルを読む
	書く	ファーム滞在について書く
	話す	説明を聞く、質問する グループで話し合う
数学	図形	ファームの地図を書く 牧場の家畜頭数を推計する 牧場の面積を計算する
	計算	エサと収穫の量を計算する
	データ処理	エサと収穫の量を比較する
歴史		新石器時代の農業を考える
地理	気候	ファームの位置、気候を知る
	風景	村とファームの関係を知る
市民教育		作物と家畜を大切に する 器具、建物を手入れする 畜産廃棄物の使い方を知る
生命・地球	生活環境	農場の環境の特徴を掴む 人間の影響を学習する 動物と植物を観察する 押し花を作る
	生態系	種、根茎、枝葉などを観る 1年草と多年草に分類する 種まきの条件を学習する 家畜の食べ物を観察する 肥料の構成を学習する
	生産活動	飼育と耕作を観察する 生き物の繁殖について学ぶ 生産物を作る条件を学ぶ 種やミルクを顕微鏡で観る 原料から加工品を作る 微生物を観察する 醗酵を観察・活用する
	技術	流通・販売方法を見分ける 梱包の役割を考える 商品カタログを解読する

出所：大島順子ほか「フランスの教育ファームに学ぶ」から抜粋

内容と言える。

フランスを含むEUの農業予算は、所得補償分野を縮小しつつ、農村開発と呼ばれる分野を拡充する方針が示されている。農村開発は、環境保全に有用な生産方法や収入源の多様化等、農村の持続可能性を高める方策である。営農条件の厳しさや、環境保全の程度(図表16)を補助金に反映させて、都市から離れた小規模な農家を手厚く支援している。

都市から離れるほど、生産・出荷で不利になり農産物の販売収入は低下する反面、補助金、観光収入などが増える。実際、フランス山間部の農家収入の7~8割が補助金と言われている。こうした手厚い施策の背景には、農業の多面的機能への国民的理解が背景にあり、教育ファームがその入り口となっている。都市住民はこうした補助金を支持しつつ、日本とは比較にならないほど農村部に頻繁に出かけて消費する。こうしてフランスでは、都市から離れた農家を都市住民が積極的に支えており、これも「市民農」と言えよう。

このようにフランスでは、幼少時から繰り返し農業の楽しさと大切さを体感することで、成人後も農家と交流することが多くなる。すなわち、教育ファームがグリーンツーリズムの原点となっている。日本でも、2年前から教育ファームが始まったが、いまのところ農作業体験にとどまっている。農業に加えて、教育、観光等の関係者も交え、自然に農業の多面的

機能を体感できるように工夫を重ねて、フランスのように教育課程に位置づけたい。

(3) マルシェという伝統

最後は、都心部の直売市場である。欧州の都市の多くは、中心部に教会と広場が作られている。そして、週末など定期的に、都市近郊の生産者が中心部の広場などに仮設店舗を設営し、商品を持ち込んで自ら販売する市場が開催されている。これはマルシェなどと呼ばれ、中世以来の欧州の伝統となっている。マルシェの賑わいは都市繁栄の鏡とされ、為政者は保護・奨励を図り、住民も地元のマルシェを盛り立ててきた。

例えば、パリには60以上もの個性的なマルシェがあり、

パリ市内のマルシェから(2009年8月撮影)



図表16 フランスにおける環境保全型農業の区分

環境保全基準	基準の内容
①適正農業規範(GAP)	最低限の生産・圃場管理
②合理的農業	①と③の中間、項目別加点方式 ・環境保全 ・就労安全性 ・衛生リスク管理 ・動物福祉
③有機農業	最上位の生産・圃場管理

出所:共立総合研究所にて作成

市民も都度選んで利用している。販売されるのは、野菜・果物などの生鮮品とその加工食品が主体で、原則として生産者が直接売るので規格とは無縁である。量り売りが基本で、商品知識や調理法に長けた生産者がアドバイスやセールストークを展開するため、売場全体に活気がある。商品は安くて新鮮。店舗数が多いので品数も豊富であり、パリ市民の暮らしに不可欠な生活文化となっている。



コラム マルシェ・ジャポン・プロジェクト

農林水産省は、地方都市等で普及しつつある直売所を大都市にも定着させるため事業化を始めた。それがマルシェ・ジャポン・プロジェクト（正式には仮設型直売システム普及事業）である。今年度は、政令指定都市を対象に、全国10ヶ所でスタートさせる予定であり、まず「赤坂サカス」「アークヒルズ」「お台場パレットタウン」「札幌大通公園」などで順次オープンする予定。名古屋でも年内のオープンに向け、事業者を選定中である。

都心部で、生産者自身による対面販売の賑わいを取り戻すことができるか、注目を集めている。

生産者にとっても、中間マージンを取られず、規格に縛られず、直接消費者の反応を確認しながら販売できるため、固定客を広げる機会となる。出店者の多くは、大手量販店向けの量産品生産ができない近郊の小規模な生産者であり、マルシェで生計を立てている。パリ在住の知人が「マルシェに行くこと自体が社会貢献」と言うように、パリ市民は、マルシェの生産者を積極的に支えている「市民農」と言えよう。

8 日本の「市民農」動向

前節で述べた歴史ある欧州の仕組み（市民農園、教育ファーム、マルシェ）を日本と比較すれば、日本は未だしの感はあるものの、じわじわ浸透しつつある。その中で、注目すべき動きをピックアップしてみる。

東京都世田谷区、高級住宅街として有名な成城地区で、おしゃれな市民農園が話題を集めている。これは小田急電鉄（株）が、小田原線の複々線化・地下化工事により出現した5,000m²ものスペースを活用して、開発・運営している（図表17.アグリ成城）。屋上緑化の要領で、軽量の土を約40cm敷き詰めて木道で区切り、1区画（6m²）月1万千円から貸出したところ、全307区画中、既に200を超える区画が埋まっている。

駅前立地の利便性に加えて、会員サービスも極めて充実している。作業用具をはじめ、カッパ、長靴、苗や種苗（有料）、着替え室、トイレ、シャワールームを備えた専用クラブハウスがあり、利用者は手ぶらで立ち寄れる。加えて、アドバイザーが常駐しており、いつでも親切に指導や作業補助をしてくれる。まさに至れり尽くせりで、ここまでやると、農業と

図表17 「アグリ成城」所在図



出所：アグリ成城HPをもとに共立総合研究所にて作成

いうより家族レジャーという感じもある。「旅行やテーマパークに行くより安くて、家族でいつでも何度も楽しめるから高いとは思わない」という利用者の声もある。農業のサービス産業化を先取りする動きとして注目されている。

また、市民農園では、若いベンチャー経営者が脚光を浴びている。「自産自消」を掲げて体験農園を開発・賃貸するビジネスを展開している、(株)マイファームの西辻社長(30)である。休耕地を体験農園として再生すること自体は特に目新しくないが、これをビジネス展開している事例はまれである。その理由は、農家から農地を賃借する前提としての人間関係構築に時間を要するからである。西辻社長も当初は苦勞したが、着実に実績を上げているので、今では農家側から話が来るようになった。

西辻社長が特に重視しているのは、安全性へのこだわりと、指導員によるきめ細かなサポートだ。開園前には必ず土壌診断を実施し、栽培時には農薬や化学肥料を一切使用させない。また、資格を有する指導員が常駐して、圃場管理と栽培指導をきめ細かく行っている。多くの市民農園

アグリス成城での栽培風景



では「場所貸し」のみであり、農園全体の管理者や指導者がいないため農園が荒れてしまい、リピート率が上がらない。この点、マイファームの手厚いサービスは、農家側にも安定収益や交流の楽しみをもたらす方法にもなっている。

マイファームでは、既に全国12ヶ所で貸農園事業を展開しているが、これだけでは収益性が薄い。このため通販からマーケティングまで、幅広い農業関連ビジネスを展開しているが、共通するのは「市民農」向けのビジネスである点だ。マイファームは、「市民農」の潜在需要を顕在化していくビジネスモデルとして注目されている。

9 おわりに

日本農業のアキレス腱である現場労働力確保という観点から見れば、今般の農地法改正は企業経営者への農地解放と映る。もちろん、企業参入は必要であるが、それだけでは農村は再生しない。世界中で都市部への人口集中が加速しており、農村への人の流れを意図的に起こさなければ、農村のコミュニティが崩壊してしまう。コミュニティが崩壊すれば人は住めなくなり、条件の悪い農地はますます放棄される。企業による農業経営では、生産性向上のために省力化を推進せざるを得ず、農村からの人口流出への歯止めを期待することは困難であろう。

一方で、新規就農とまではいかないものの、ロハス(= Lifestyles Of Health And Sustainability)な生活を志向したり、地産地消を通して地域農業を支えようとする人々は年々増大している。今般の農地法改正は、こうした「市民農」予備軍に対して、農的な生活へのシフトを呼びかけるための絶好の機会でも考えている。

日進野菜塾の取り組みや、欧州における手厚いサポート、アグリス成城やマイファームへの大きな反響を見るにつけ、「市民農」への期待は膨らむ。孫子の代まで安心な食料と清々しい環境を伝えていくためにも、ひとりでも多くの人々が、今般の農地法改正を機に、農地に足を踏み入れていただくことを切望している。

(2009.9.18 共立総合研究所 調査部 笠井 博政)